

## 広島市と株式会社広島銀行との地域活性化連携協力に関する協定書

(疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

広島市（以下「甲」という。）と株式会社広島銀行（以下「乙」という。）は、次のように協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携協力し、双方が持つ資源を有効に活用した取組を推進することにより、心通い合うコミュニティを再生し、地域の活性化を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携協力して取り組むものとする。

- (1) 地域コミュニティの活性化に関するこ
- (2) 地域産業の振興・雇用創出に関するこ
- (3) 住環境の美化に関するこ
- (4) 高齢者の支援に関するこ
- (5) 子育て世帯の支援に関するこ
- (6) 防災・災害対策に関するこ
- (7) その他地域の活性化に関するこ

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社に実施させることができるとする。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

平成27年8月28日

甲 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市

広島市長

松井 一 實



乙 広島市中区紙屋町一丁目3番8号

株式会社広島銀行

代表取締役頭取

池田 晃治

